

印西市歯と口腔^{こうくう}の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、市、歯科医師等の責務並びに教育関係者、保健医療福祉関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、市民が日常生活において歯と口腔の疾患を予防し、早期に発見し、及び早期に治療を受けることにより、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組み、口腔機能の維持向上を図ることを促進するため、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 市民が、日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを推進すること。
- (2) 市民が、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり、適切な歯と口腔の保健医療福祉サービスを受けることができるよう環境整備を図ること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策相互の連携が確保されるように行うこと。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、良質かつ適切な歯と口腔の保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第5条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であつて、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの(歯科医師等を除く。)は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、その保護する子どもの歯と口腔の疾患の予防、早期発見及び早期治療、望ましい食習慣の定着その他の子どもの歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定により定める健康増進計画に定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(基本的施策の推進)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本的な施策として、次に掲げる事項の実施を推進するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の構築に関すること。

- (2) むし歯、歯周病、口腔がんその他の歯と口腔の疾患の予防、早期発見及び早期治療のためのかかりつけ歯科医による定期的な歯科健診及び歯科保健指導を受けることについての普及啓発に関すること。
- (3) 8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした運動をいう。)に関する取組の推進、8029運動(80歳になっても肉類をはじめとした良質なたんぱく質を含む食品を摂取することを推奨し、介護を必要としない高齢者を増やしていくための運動をいう。)の普及啓発、オーラルフレイル対策(加齢に伴って口腔機能が心身の機能の低下につながる虚弱な状態になることを予防し、当該状態を早期に把握し、及び改善するための取組をいう。)の推進その他年齢に応じた歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) フッ化物応用等のむし歯の予防対策の推進に関すること。
- (5) 母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 歯科医療を通して保護者による適切な口腔管理がなされていない子どもを早期発見することにより、被虐待児をはじめとした支援が必要な子どもに対する適切な支援につなぐ体制整備に関すること。
- (7) 障がい者を有する者、介護を必要とする者、社会的養護を必要とする子ども等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。